

消安委第 75 号
令和 8 年 5 月 27 日

経済産業大臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿
消費者庁長官 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公 印 省 略)

消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、パーソナルトレーニングにおける事故に関して行った、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1 経済産業大臣への意見

(1) 安全を確保する仕組み創設等の促進

経済産業省は、業界団体に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、以下を中心とする仕組みの創設・運用を促すこと。

- ① トレーナーに共通して求められる知識・技術・経験
- ② トレーナーの確認漏れ、危険性の過小評価等ヒューマンエラーを防止するための手順等
- ③ 消費者が申告・中止等の行動を行いやすくするための環境作りの手順等
- ④ (①から③を踏まえた) トレーナーの育成・管理
- ⑤ 事業者横断的な事故情報の収集

(2) 事故の防止方法等の周知

経済産業省は、業界団体及び関係事業者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、生命身体被害の相談内容、事故の

防止方法等について周知すること。

2 文部科学大臣への意見

文部科学省は、スポーツ関係団体と協力し、パーソナルトレーニングに関係する者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、生命身体被害の相談内容、事故の防止方法等について周知すること。

3 厚生労働大臣への意見

厚生労働省は、健康づくりに関連する団体と協力し、パーソナルトレーニングに関係する者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、生命身体被害の相談内容、事故の防止方法等について周知すること。

4 消費者庁長官への意見

消費者庁は、消費者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減に資する情報を提供すること。